

## 個別労働紛争解決に向けてのあっせん制度の紹介

公益委員 末 永 睦 男

私は、昨年7月から鹿児島県労働委員会の公益委員として活動しています。

労働委員会は、もともと不当労働行為の審査を主たる業務としていた部署ですが、平成14年7月から個別労働紛争のあっせん事前相談を受け、あっせんを行うこともできるようになりました。

労働条件その他労働関係に関する個別労働紛争の公的な解決手段としては、労働局（国）での相談、あっせんや地方裁判所での労働審判等がありますが、労働委員会が扱うあっせんでは、公益委員、労働者委員、使用者委員、事務局が一体となり、相談を受け解決に当たっています。申請は労働者のみならず、使用者からもでき、申請費用は要りません。解雇されたが、不当解雇である、退職自体は認めるが、その事由に争いがある、残業代や退職金等の額に争いがあるといった場合はあっせんに適するのではないかと思われまます。

あっせんを進める上では、事務局が事前に事実関係や意向調査を十分に行いますし、また、あっせんにおいては、労働者については労働者側の委員に、使用者については使用者側の委員にそれぞれ直接自分の立場や置かれた状況をきいてもらえるため、労使それぞれが十分納得した解決が図られやすいという特徴があります。したがって、その解決率は高いものとなっております。

労働委員会の最近の実績としては、平成22年度でみますと、個別労働紛争のあっせん申請は8件（労働者側からの申請が6件、使用者側からの申請が2件）で、終結状況は解決が5件、打ち切りが2件、取り下げが1件でした。あっせんは原則1回（1日）で終わらせることにしており、解決に至った案件は申請後1～2か月で解決に至っています。

労働委員会では、随時あっせんの事前相談を受けておりますが、その他、現在、委員による「労働に関する無料相談会」（定期相談会）を毎月第4火曜日の午後2時30分から午後5時まで（受付は午後4時30分まで）行っています。労働者、使用者のどちらからでも、まずは労働委員会（県庁15階）にお電話又はお越しください。委員（公益委員、労働者委員、使用者委員）が事務局職員とともに力を合わせて解決に向けて誠実に相談に乗りますので、職場での紛争にお悩みの方は気軽に利用されることをお勧めします。